

令和5年 第5回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和5年3月31日

その他

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじについて

次回開催日 令和5年4月6日（木）18：00～ 区長応接室

次々回以降の開催日 令和5年4月9日（日）10：00～ 区長応接室

(参考)

議案第10号

福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について

令和5年4月9日執行の福岡市議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじ等について、次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

- 1 くじは次の方法により、各区選挙管理委員会において行う。
 - (1) くじは、くじ棒により行う。
 - (2) 各候補者の立候補届出番号を当該候補者の固有番号とする。
 - (3) 選挙公報への掲載を申請した全候補者について、その固有番号と同じ数値が記載されたくじ棒をくじ箱に入れたうえで、1本ずつ順にくじ棒を取り出す。
 - (4) 最初に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序1番とし、2番目に取り出したくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序2番とする。
以下、同様の方法により掲載順序を定める。
 - (5) 福岡市議会議員選挙公報発行規程別記様式第5号中、(1)の区画に掲載順序1番の者の政見等を、(2)の区画に掲載順序2番の者の政見等を掲載する。
以下同様の方法により政見等を掲載する区画を定める。

選挙公報各面への掲載数について

掲 載 申請者数	選挙公報 ページ数	各面への掲載人数			
		P 1	P 2	P 3	P 4
～6人	4ページ	～6人	全面啓発記事	全面啓発記事	全面啓発記事

7人	4ページ	4人	3人	全面啓発記事	全面啓発記事
8人	4ページ	4人	4人	全面啓発記事	全面啓発記事
9人	4ページ	5人	4人	全面啓発記事	全面啓発記事
10人	4ページ	6人	4人	全面啓発記事	全面啓発記事
11人	4ページ	6人	5人	全面啓発記事	全面啓発記事
12人	4ページ	6人	6人	全面啓発記事	全面啓発記事

13人	4ページ	6人	4人	3人	全面啓発記事
14人	4ページ	6人	4人	4人	全面啓発記事
15人	4ページ	6人	5人	4人	全面啓発記事
16人	4ページ	6人	6人	4人	全面啓発記事
17人	4ページ	6人	6人	5人	全面啓発記事
18人	4ページ	6人	6人	6人	全面啓発記事

19人	4ページ	6人	5人	4人	4人
20人	4ページ	6人	6人	4人	4人
21人	4ページ	6人	6人	5人	4人
22人	4ページ	6人	6人	6人	4人
23人	4ページ	6人	6人	6人	5人
24人	4ページ	6人	6人	6人	6人

※ 6人未満のページについては、余白が生じるので、そこについても啓発記事を掲載する。

福岡市議会議員選挙公報の掲載順序

第2面

令和5年4月9日執行 選挙区(定数 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	
区画番号(8) 候補者氏名 ()	区画番号(7) 候補者氏名 ()
区画番号(10) 候補者氏名 ()	区画番号(9) 候補者氏名 ()

第1面

令和5年4月9日執行 選挙区(定数 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	
区画番号(2) 候補者氏名 ()	区画番号(1) 候補者氏名 ()
区画番号(4) 候補者氏名 ()	区画番号(3) 候補者氏名 ()
区画番号(6) 候補者氏名 ()	区画番号(5) 候補者氏名 ()

第4面

令和5年4月9日執行 選挙区(定数 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	

第3面

令和5年4月9日執行 選挙区(定数 人) 福岡市議会議員選挙公報 福岡市選挙管理委員会	
区画番号(12) 候補者氏名 ()	区画番号(11) 候補者氏名 ()
	区画番号(13) 候補者氏名 ()

(参考)

議案第12号

福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和5年4月9日執行の福岡県議会議員一般選挙及び福岡市議会議員一般選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和5年2月20日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 妹尾 俊 見

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。